

第2章 基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

新座市は、昭和40年代以降に急激に都市化が進展し、働き盛りの世代とその子どもの世代を中心とする、若年世代の視点でまちづくりを進めてきました。

そしていま、新座市は超高齢社会を迎えようとしています。

これからのまちづくりでは、高齢者だからこそ持ちうる視点や価値観を尊重し、様々な高齢者がそれぞれに自分らしく生活することのできるまちづくりを進めます。

特に、高齢の市民一人ひとりが有する豊かな経験や知識をもって地域社会で活躍し、健康で生きがいのある生活を送ることのできる、活力ある地域社会を市民と行政が協働で創出することを目指します。

同時に、介護や生活上の支援が必要となっても、個人の尊厳が大切にされ、質の高い介護サービスや保健・医療・福祉サービスを安心して利用することのできる福祉社会の創造を目指します。

【基本理念】

高齢者の誰もが人としての尊厳をもって、
住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、
活力ある高齢社会の創造

第2節 5つの基本目標

平成26年には、団塊の世代が65歳に到達し、4人に1人が高齢者となる社会に近づきます。

こうした中では、特に介護予防体制の充実と推進を図り、活力ある地域社会づくりに取り組む必要があります。また、介護サービスを中心とした高齢者へのサービスの強化が求められていることから、引き続きサービスの質の確保・向上及びサービス基盤の整備に取り組めます。

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

基本目標 2 総合的な介護予防の推進

基本目標 3 安心して利用できるサービス環境の整備

基本目標 4 権利擁護と介護者支援の推進

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

基本目標 1 地域包括ケア体制の構築

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、総合的な相談体制や見守り体制の整備が求められています。

そのため、市内に6か所設置した高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核に、地域福祉活動と連携しながら、身近な地域において医療・介護・予防・福祉サービスを一体的、体系的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

【施策の方向】

- 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備
- 地域における連携の強化

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

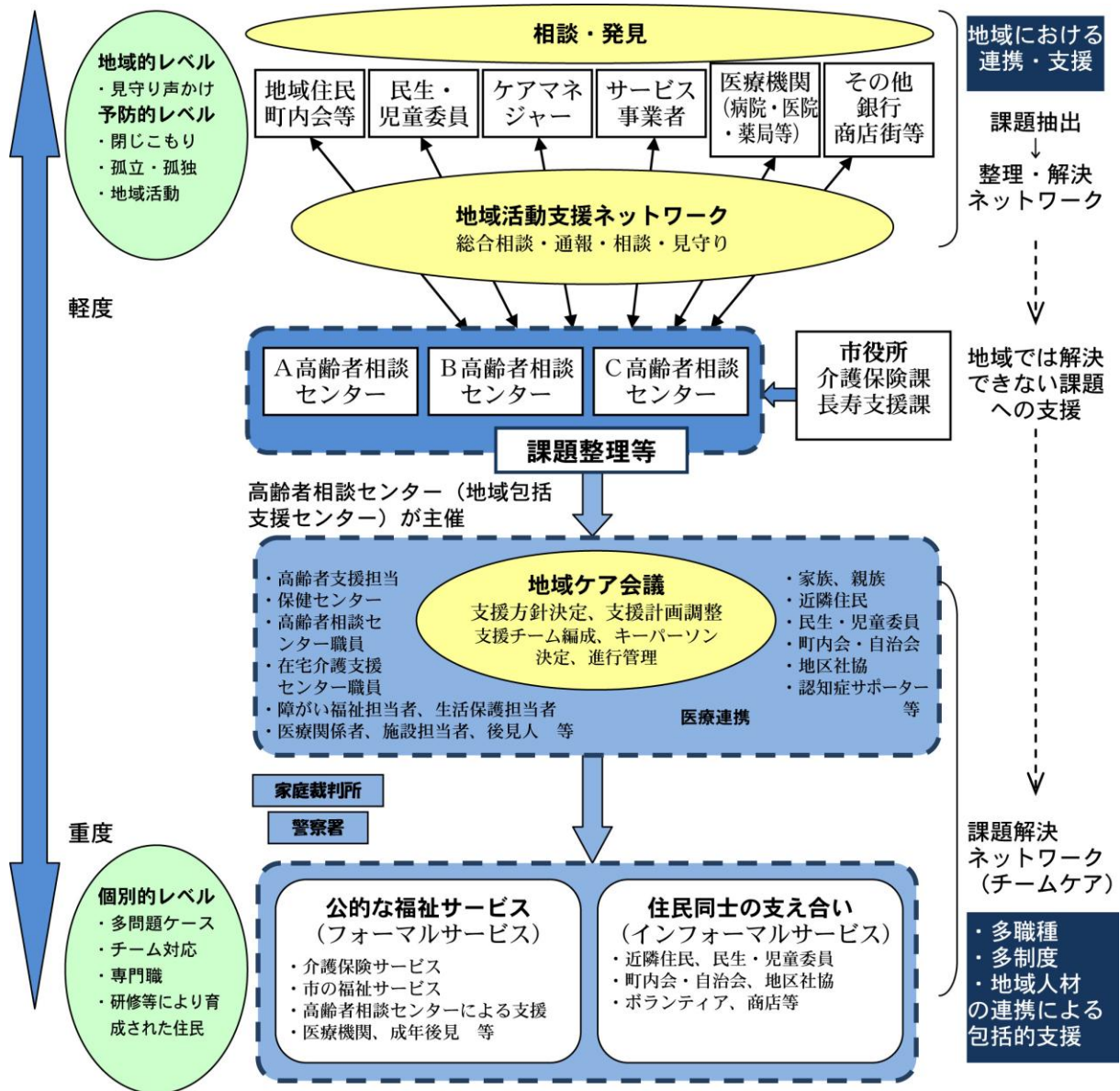
第4期計画では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の地域への定着がみられ、地域福祉と連動した動きがみられたことが大きな成果となっています。

本市では市内6地区のうち3地区において地域福祉推進協議会が設立され、それぞれ地区の特徴を生かした地域福祉活動が行われていますが、どの地区でも高齢者相談センター（地域包括支援センター）との連携が進んでいます。

そのため、第5期計画では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制を強化し、身近な相談拠点として地域住民への周知度を高めるとともに、地域住民等による地域福祉活動との連携強化を重点施策として位置付け、推進します。

- 1-1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化
- 1-1-2 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上
- 1-2-1 地域ケア会議の充実
- 1-2-2 地域福祉活動との連携強化

図 地域包括ケアの連携フロー



基本目標2 総合的な介護予防の推進

訪問活動体制を強化することによって、介護予防の必要性の高い高齢者を的確に把握するとともに、要介護認定で非該当となった高齢者や要支援の高齢者に対しては、これまで実施してきた市単独の高齢者福祉サービス及び介護予防給付を包括的・継続的なプログラムとして提供することで、引き続き実効性ある介護予防を推進します。

また、要介護状態になる前の段階から、介護予防意識の普及・啓発に努め、統一的な体系の下で効果的なサービスが提供される総合的な介護予防システムを構築します。

【施策の方向】

- 健康管理による介護予防の推進
- 介護予防に関する意識の向上
- 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の充実

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

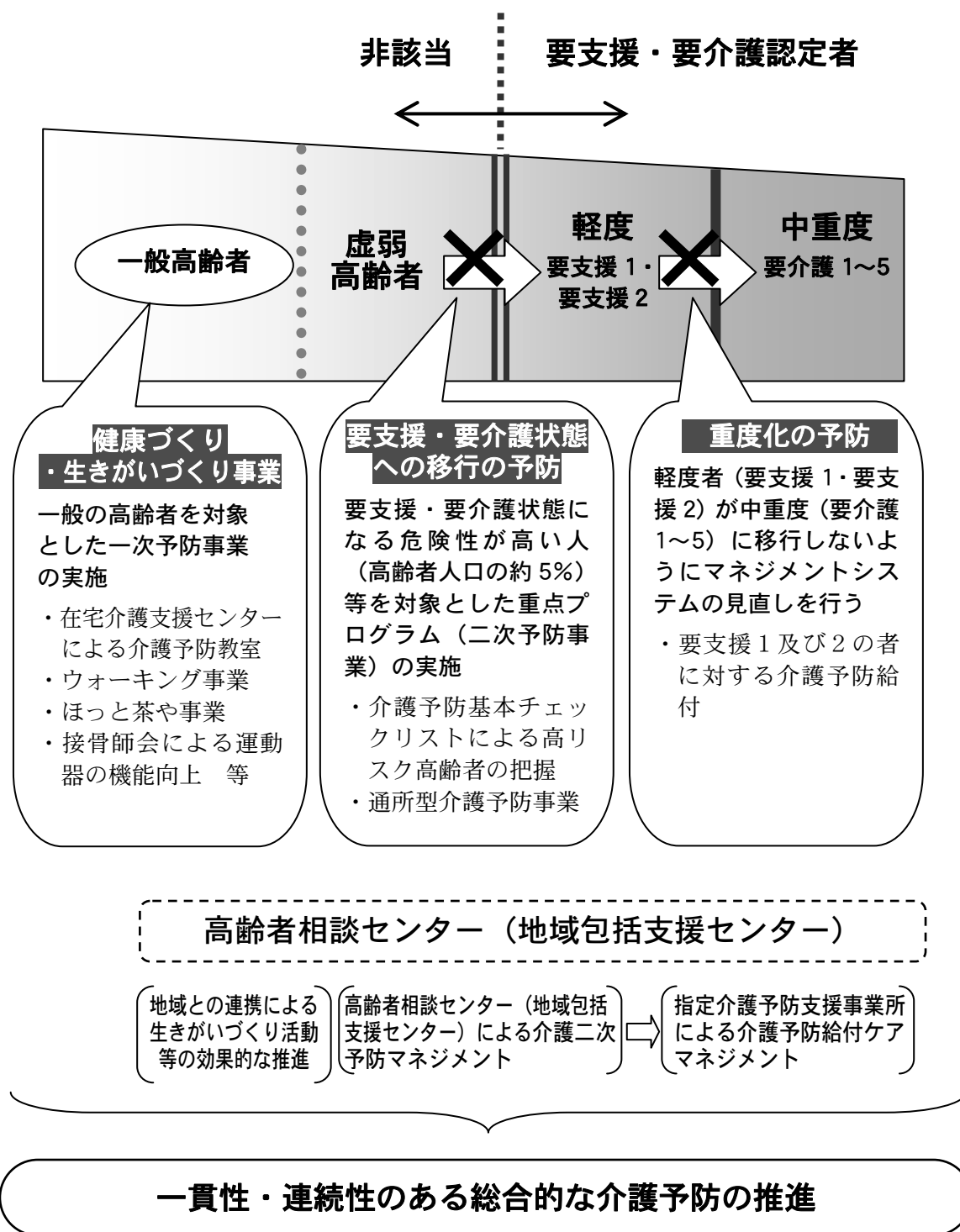
第4期計画では、介護予防教室など高齢者全体を対象に介護予防の意識の向上を図りました。今後は、地域福祉活動の高まりを踏まえ、身近な地域において高齢者が交流できる環境づくりを推進し、交流から介護予防につながるよう活動への支援を行います。

また、要支援・要介護認定者を除く全高齢者を対象に介護予防基本チェックリストを実施し、要介護状態になる恐れの高い高齢者を抽出し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上に関する重点的な介護予防プログラム（二次予防事業）を実施しました。

この方法は介護予防に有効であることが確かめられていることから、今後は、対象者選定の精度向上を図るとともに、介護予防事業の内容を充実し、より多くの対象者が適切なプログラムを受けられる体制を強化します。

- 2-2-3 地域との連携による介護予防の推進
- 2-3-1 対象者把握の充実
- 2-3-2 通所型介護予防事業の実施

図 総合的な介護予防システム



基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

要支援・要介護高齢者の増加に対応し、安心して利用できるサービス環境の整備を推進します。特に、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者に対するサービス基盤を拡充するため、身近な地域でサービスが受けられる地域密着型サービス^{*}について、地域バランスに配慮した整備を促進します。

また、介護保険制度開始10年を経過したことを機に市民へのPRを再度強化するとともに、事業者と市の連携並びに事業者相互の連携を強化することにより、質の高いサービスが提供される環境づくりを進めます。

【施策の方向】

- 介護保険サービス等の基盤整備
- 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実
- ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実
- 質の高いサービスの提供

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

第4期計画では、2か所目の小規模多機能型居宅介護の開設や施設サービス拠点が未整備の地区への介護老人福祉施設の開設など、地域バランスに配慮したサービス基盤の強化に努めました。

今後は、未整備地区への小規模多機能型居宅介護並びに施設サービス拠点の整備を促進します。

また、居宅サービスでは、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等が不足しているため、これらのサービス基盤の強化に努めます。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が増加していくことが予想されるため、誰もが安心して地域で暮らせるよう、見守り活動や認知症への理解を促進していきます。

- 3-1-1 居宅サービスの充実
- 3-1-2 地域密着型サービスの充実
- 3-1-3 施設サービスの充実
- 3-3-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による見守り活動の充実
- 3-3-3 災害時要援護者対策の推進
- 3-3-7 認知症サポーター養成講座の充実

^{*} 地域密着型サービス：高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、市町村が指定・指導権限を持つサービスで、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

基本目標 4 権利擁護*と介護者支援の推進

高齢者のみの世帯の増加による、いわゆる老々介護の増加が見込まれるため、介護者同士の交流機会を提供するなどの介護負担軽減のための取組を推進していきます。

また、判断能力が低下した高齢者等が安心して地域で暮らせるように、日常生活自立支援事業*や成年後見制度の普及及び支援に努めるとともに、高齢者虐待の予防とネットワークによる見守り・支援を行います。

【施策の方向】

● 権利擁護と介護者支援の推進

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

権利擁護に関しては、成年後見制度の利用促進に力を入れてきた結果、ひとり暮らし高齢者等への成年後見制度市長申立において県内で高い実績を上げてきました。

第5期計画では、従来どおりの制度の普及に加え、新たな視点として、後見人等への支援を推進していきます。

また、虐待問題への対応に向けた連携体制の整備と関係者への研修・指導を行います。

- 4-1-3 成年後見制度の普及と支援
- 4-1-4 高齢者虐待に対する予防と対応の充実

* 権利擁護：認知症高齢者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人の権利を擁護するため、権利意識や自己決定能力を高めたり、必要に応じて援助者が代理としてその権利やニーズの表明を行えるようにすることをいいます。

* 日常生活自立支援事業：物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などで、一人で生活していくには不安がある方が安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常生活上の手続き、日常的な金銭管理等の援助を社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

基本目標5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画及び地域福祉地区活動計画と整合を図りながら、「自助」・「共助」・「公助」が連携し、生きがいと社会参加を支える地域づくりを推進します。

また、生涯スポーツや生涯学習活動を推進するとともに、外出しやすい環境づくりとしてユニバーサルデザイン[※]のまちづくりを進め、明るく活力のある社会の創出に努めます。

【施策の方向】

- 地域交流活動の支援
- 生涯スポーツ・学習活動等の推進
- 高齢者に優しいまちづくりの推進
- こころのバリアフリー施策の推進

【第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策】

これまでも、高齢者等が外出しやすい環境を整えるため、道路・公共施設整備等に併せバリアフリー化を進め、また、公民館、学校教育の場においても高齢者等の生きがい、社会参加を促進する事業を展開してきました。

第5期計画では、市内各圏域にある公共施設をより有効に活用するよう努めます。また、5か所ある「高齢者いきいき広場[※]」や3か所ある「すこやか広場[※]」を今後とも継続して実施するほか、地域福祉地区活動として運営される「しゃべりの家」などの活動を支援するとともに、その上で空白となる地域には「ほっと茶や」事業を推進していきます。

○ 5-1-2 地域における交流拠点の確保

[※] ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

[※] 高齢者いきいき広場：高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等を行う施設として、池田小学校、西堀小学校、東野小学校、八石小学校、新堀保育園に併設したものです。

[※] すこやか広場：地域の方々が買い物ついでに気軽に立ち寄り、様々な交流のできる施設として、新座市が設置しているもので、現在、「あたごすこやか広場」、「栄すこやか広場」の2か所があります。

第3節 基本目標に基づく施策の体系

〔凡例〕 は重点施策

基本目標1 地域包括ケア体制の構築

1-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とする地域包括ケア体制の整備

1-1-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制強化	P.44	（長寿支援課）
1-1-2	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の周知度の向上	P.44	（長寿支援課）
1-1-3	在宅介護支援センターによる事業の実施	P.45	（長寿支援課）

※平成24年4月の機構改編により、地域支援事業に係る事務が介護保険課から長寿支援課に移管されました。

1-2 地域における連携の強化

1-2-1	地域ケア会議の充実	P.46	（長寿支援課）
1-2-2	地域福祉活動との連携強化	P.46	（長寿支援課、生活福祉課、社会福祉協議会）
1-2-3	医療との連携強化	P.47	（長寿支援課、介護保険課）

基本目標2 総合的な介護予防の推進

2-1 健康管理による介護予防の推進

2-1-1	健康手帳等の普及・活用機会の拡大	P.48	（保健センター）
2-1-2	健康教育の充実	P.48	（保健センター）
2-1-3	健康相談（精神保健相談を含む）の充実	P.49	（保健センター）
2-1-4	訪問指導の充実	P.49	（保健センター）
2-1-5	がん検診の充実と結果の活用	P.49	（保健センター）

2-2 介護予防に関する意識の向上

2-2-1	介護予防教室の充実	P.50	（長寿支援課、保健センター）
2-2-2	「ほっと茶や」事業の推進	P.50	（長寿支援課）
2-2-3	地域との連携による介護予防の推進	P.50	（長寿支援課、保健センター）

2-3 要支援・要介護状態になることを予防するための施策（二次予防事業）の充実

2-3-1	対象者把握の充実	P.51	（長寿支援課）
2-3-2	通所型介護予防事業の充実	P.51	（長寿支援課）
2-3-3	訪問型介護予防事業の実施	P.52	（長寿支援課）

基本目標3 安心して利用できるサービス環境の整備

3-1 介護保険サービス等の基盤整備

3-1-1	居宅サービスの充実	P.53	(介護保険課)
3-1-2	地域密着型サービスの充実	P.53	(介護保険課)
3-1-3	施設サービスの充実	P.54	(介護保険課)
3-1-4	介護保険サービスの適正利用	P.54	(介護保険課)
3-1-5	高齢者の住環境の整備	P.54	(まちづくり計画課、長寿支援課、介護保険課)

3-2 介護保険制度を補完する高齢者福祉サービスの充実

3-2-1	高齢者日常生活用具給付等事業	P.55	(長寿支援課)
3-2-2	移送サービス事業	P.55	(長寿支援課)
3-2-3	介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業・ 介護保険利用促進事業	P.56	(介護保険課、長寿支援課)
3-2-4	高齢者居宅改善整備費助成事業	P.56	(長寿支援課)

3-3 ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等に対する支援の充実

3-3-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター） による見守り活動の充実	P.57	(長寿支援課)
3-3-2	緊急連絡カードによる支援の充実	P.57	(長寿支援課)
3-3-3	災害時要援護者対策の推進	P.58	(市民安全課、長寿支援課)
3-3-4	生活支援サービス事業	P.58	(長寿支援課)
3-3-5	配食サービス事業	P.59	(長寿支援課)
3-3-6	認知症に対する理解の促進	P.59	(長寿支援課)
3-3-7	認知症サポーター養成講座の充実	P.60	(長寿支援課)
3-3-8	徘徊高齢者等家族支援事業	P.60	(長寿支援課)
3-3-9	緊急連絡システム事業	P.61	(長寿支援課)
3-3-10	重度要介護高齢者手当支給事業	P.61	(長寿支援課)
3-3-11	その他の高齢者福祉サービス	P.61	(長寿支援課)

3-4 事業者及びケアマネジャーとの連携の推進

3-4-1	介護保険制度等に関するPRの充実	P.62	(介護保険課、長寿支援課)
3-4-2	ケアマネジャーの質的向上	P.62	(長寿支援課、介護保険課)
3-4-3	事業者との連携によるサービスの質的向上	P.63	(長寿支援課、介護保険課)

基本目標 4 権利擁護と介護者支援の推進

4-1 権利擁護と介護者支援の推進

4-1-1	家族介護者に対する支援の充実	P.64	(長寿支援課)
4-1-2	福祉サービス利用援助事業の普及と利用促進	P.64	(長寿支援課)
4-1-3	成年後見制度の普及と支援	P.65	(長寿支援課)
4-1-4	高齢者虐待に対する予防と対応の充実	P.65	(長寿支援課)

基本目標 5 生きがいと社会参加を支援する地域づくりの推進

5-1 地域交流活動の支援

5-1-1	老人クラブ活動の活性化支援	P.66	(長寿支援課)
5-1-2	地域における交流拠点の確保	P.66	(長寿支援課、経済振興課)
5-1-3	老人福祉センターの活用と充実	P.67	(長寿支援課)
5-1-4	学校教育との連携による世代間交流の促進	P.67	(長寿支援課、生涯学習課、指導課)

5-2 生涯スポーツ・学習活動等の推進

5-2-1	公民館講座等の充実	P.68	(生涯学習課、長寿支援課)
5-2-2	新座市民総合大学の充実	P.68	(生涯学習課、スポーツ振興課)
5-2-3	生涯学習ボランティアバンクの充実	P.69	(生涯学習課)
5-2-4	スポーツ・レクリエーション活動の促進	P.69	(スポーツ振興課)
5-2-5	シルバー人材センターの支援	P.69	(長寿支援課)

5-3 高齢者に優しいまちづくりの推進

5-3-1	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	P.70	(道路課、まちづくり計画課)
-------	-----------------------	------	----------------

5-4 こころのバリアフリー施策の推進

5-4-1	学校教育における福祉教育の推進	P.70	(指導課)
5-4-2	福祉に関する理解のための啓発	P.70	(生活福祉課、長寿支援課、障がい者福祉課)
5-4-3	ボランティア登録の促進と活動機会の推進	P.70	(コミュニティ推進課、生涯学習課)